

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機の点検において、主発電機回転子温度検出回路のヒューズ結線部に誤接続が認められたため、当該ヒューズ結線部を修正及び対応検討	G II	
2	1号機	高圧注水系タービン排気配管の保温材に一部劣化が認められたため、当該部を点検・補修	G III	
3	2号機	気体廃棄物処理系ドレン配管用の屋外トレンチ内漏水検出器の動作（結露水による誤動作と推定）が認められたため、当該トレンチ内を調査及び漏水検出器を点検・修理	G III	
4	3号機	計装用圧縮空気系空気圧縮機（B）の点検において、潤滑油ろ過器本体にひび割れ及び同圧縮機組立てボルト用バネ座金（4枚）に劣化が認められたため、当該ろ過器及びバネ座金を交換	G III	
5	3号機	主復水器細管洗浄装置（B・F）ポール捕集器出口弁（計2台）の点検において、弁箱に貫通孔が認められたため、当該弁を交換	G III	
6	3号機	原子炉格納容器圧力抑制室真空破壊弁（1台）の点検において、二重シール部の漏えい量に許容値外れが認められたため、当該部を点検手入れ及びガスケットを交換	G III	
7	5号機	燃料プール冷却浄化系空気貯槽ドレン弁の開閉操作後、同弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
8	5号機	原子炉建屋1階南側壁面上部に敷設されている消火系配管溶接部より水の微少リーク（3分間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
9	6号機	原子炉建屋大物搬入口の外側扉開閉表示用リミットスイッチ（閉側）に、接点動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	G III	
10	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A、B、C）出口海水サンプリング元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
11	6号機	タービン建屋1階北東側エリアの通路天井部付近より水の滴下（20秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、滴下水を容器にて仮受養生及び調査後対応検討	G III	
12	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）用潤滑油圧カススイッチ（流体継手用）の検出配管継手部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
13	集中環境施設	高圧圧縮機設備操作室内局所空調機の運転中、保護装置の作動を示すエラーメッセージが発生し、同空調機の室外機が自動停止したため、当該空調機を点検・修理	G III	